

## <大学院歯学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

### 1. 博士論文

#### 1.1 審査体制

提出された論文の審査及び最終試験を行うために、本研究科教授会での承認のもと、本研究科教授2名以上を含む本研究科担当教員（講師以上）4名以上で構成する審査委員会を設け、審査にあたる。審査委員会の主査は、研究指導を行った教授あるいは准教授が担当する。

#### 1.2 審査の方法

博士学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する研究発表会を実施する。また、学位申請者は、次項の評価のそれぞれの項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。

#### 1.3 評価項目及び基準

- (1) 博士学位論文は、十分な学術的価値を有する必要がある。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新規臨床知見の発見、新しい理論の構築・展開、新しい治療法・技術・機器・手法の発明・応用、新規学問的概念の提出など、口腔科学に限らず広く科学の摂理・学理とその臨床応用への重要な貢献をなすものを指す。博士の学位を受けるものは、博士学位論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を有すると認められる必要がある。また、博士学位論文の学術内容の社会に対する貢献を論述できる能力を有していることも求められる。
- (2) 博士学位論文は明瞭、かつ、平明に書かれ、審査委員会で学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。博士学位論文は申請者自身が自立的かつ主体的に取り組んだ研究の成果であることが必要であり、その内容については過去に、いかなる機関においても、また、いかなる申請者によっても発表された博士学位論文の内容を含んではならない。
- (3) 博士学位論文は、日本語、または、英語により書かれた、ひとつの新たな論文とする。題目は本文と同じ言語によるものとし、本文は、内容梗概、緒論、結論、引用文献に相当する章が含まれなければならない。本文は、この分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、博士学位論文に含まれる研究の位置づけ、方法論や研究手法の説明、結果とその

討論論文が適切な構成により含まれるものとする。学位論文の一部として、既発表論文の内容を含んでもよいが、学位論文は上に述べた様式に基づき全体として一つの論文とすること。共同研究の内容が学位論文に含まれる場合には、当該研究における自分の行った寄与が明確に述べられていなければならない。

#### 2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を全て満たす場合、研究科教授会は、当該論文を博士論文として合格とする。